県土整備農林水産委員会会議録

I 日 時 令和 5 年 3 月 14 日 (火) 午前 9 時 59 分開会 午後 0 時 16 分閉会

Ⅱ 場 所 第2委員会室

Ⅲ 出席委員

薮田 委 員 長 栄 治 副委員長 浩 久 八嶋 委 員 庄 司 昌 弘 詠 子 IJ 奥 野 筱 岡 貞 郎 IJ IJ 山本 徹 菅 沢 裕明 IJ 米 原 蕃

Ⅳ 出席説明者

農林水産部

農林水産部長堀口正

理事(農林水産部次長)

松本智広

農林水産部次長野尻直隆

農林水産部参事 宮田 義人

農林水産部参事 山下 大樹

参事(農林水産企画課長)

杉田 聡

市場戦略推進課長伴義人

参事(農産食品課長)津田靖

農業経営課長津田裕子

農業技術課長 雄川 洋子

農村整備課長松本紘明

農村振興課長 山森 主税

森林政策課長 井上 靖啓

水產漁港課長 矢野 康彦

農林水産企画課企画班長

尾島 輝佳

農業経営課団体指導検査班長

吉島 利則

農業技術課研究普及・スマート農業振興班長

島辺清志

農業技術課畜産振興班長

岡村 造

農村振興課中山間農業振興班長

桶谷祐二

森林政策課森林整備班長

磯 孝行

森林政策課森づくり推進班長

松井伸彦

水產漁港課水產班長 辻本 良

土木部

土木部長 市井 昌彦

理事(土木部次長) 荻布 彦

土木部次長 金谷 英明

参事(管理課長) 大木 英文

参事 (建設技術企画課長)

城光寺宏政

参事(道路課長) 二木 勧

河川課長 山田 晃

参事(砂防課長) 野村 康裕

参事 (港湾課長) 三鍋 輝夫

都市計画課長 川上 孝裕

建築住宅課長・住みよいまちづくり班長

本 江 誠

参事(営繕課長) 沖村 実

河川課開発班長 森田 仁

都市計画課下水道班長根上 幹雄

都 市 計 画 課 新 幹 線 · 駅 周 辺 整 備 班 長

山中 久生

企業局

企業局長今井光雄

理事(企業局次長) 籠浦 克幸

企業局次長(水道課長)

酒井 信久

参事(経営管理課長) 酒井 保宣

電気課長森田智之

電気課新エネルギー開発班長

大野 憲保

Ⅴ 会議に付した事件

- 1 2月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 県土整備農林水産行政当面の諸問題について

Ⅵ 議事の経過概要

- 1 2月定例会付託案件の審査
- (1) 説明事項
- **数田委員長** 本定例会において、本委員会に付託されました 諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お手元にお配りしてあります議案付託表のとおりであります。

追加提案されました案件について、当局から説明をお願いします。

堀口農林水産部長

・ 令 和 4 年 度 2 月 補 正 予 算 案 (追 加 提 案 分) の 概 要 に つ い て

市井土木部長

- ・ 令和 4 年度 2 月補正予算 (案)の概要について 本江建築住宅課長
- ・ 富山県営住宅の指定管理者の指定に関する件 今井企業局長
- ・ 令 和 4 年 度 2 月 補 正 予 算 (案) の 概 要

(2) 質疑・応答

奥野委員

第1四半期の工事量の確保について

薮田委員長 これより付託案件についての質疑に入ります。 質疑はありませんか。

奥野委員 私からは1点、今までにも大きな課題となっておりました土木工事の第1四半期の工事量をどう確保していくかについてお伺いします。発注サイクルを見直していこうということで、我々自民党議員会もこれにつきましてはいろいろと要望をしてきたところであります。

今回は、新しく工期1年未満の工事の債務負担行為の設定を導入するということで27億6,000万円が計上されておりますし、またこの発注サイクルの見直し――設計等をしやすいときに設計をして、ストックをどうつくっているかやってみようということで、9月補正も少し前倒し、土木部では10億円分が計上されているところであります。第1四半期の工事量を確保しようという目的のために、今回新しくこの2つで合わせて37億6,000万円が計上されたということになります。

当然、働き方改革という側面もありますけれども、やはり年間を通じた働き方を考えるということも視点の一つだと思っております。今の建設業協会さんなどを中心に、週

休2日がどう取れるか、時間外労働をどう減らせるかなど、 こうり観点でも頑張ってい気候のときだというでもでいただい気候のときだとかが、 なり現場仕事をしいただい気候のとと書だとかが、 ないしいとかっていうときはどうことですのはいくなるということですりで、 ますし、安全性も低くなるということで期になるんにとっていまないないではないではないでにとってもいただとってもいいではないただくっても、 果民の皆さんにということがではないては、 のはますのであります。

ただ、今回合わせて37億6,000万円が計上されたことになりますが、この予算規模の算出根拠と、その期待される効果について、土木部としてはどのように考えているのか市井土木部長にお伺いしたいと思います。

市井土木部長 工期1年未満の債務負担行為につきましては、例えば耕作に配慮し、稲刈り後の施工が多い農地に面した歩道新設工事など、内容や施工箇所、またこれまでの施工実績等を踏まえ、現時点において年度をまたぐことが見込まれるものとして、27億6,000万円を計上しております。

この債務負担行為によって令和5年度中に入札手続を終え、工事も施工された場合には、発注のサイクルの見直しにつながり、令和6年度第2四半期以降の工事が、施工に適した第1四半期に前倒しされることになりますし、委員に御紹介いただきました働き方改革にもつながるものだと考えております。

その効果につきましては、令和 5 年度当初予算案が公共 事業として計上されておりますが、その国費の内示額を県 予算ベースで確保した上でという前提がありますので、第 1四半期の工事量の増加幅というところまではお示しできませんが、最大で予算案に計上しました27億6,000万円分の工事が春先に施工されているものと考えております。

あと、9月補正予算につきましては、河川の溢水・土砂災害の未然防止、また梅雨時期の豪雨等による災害関連対応の突発的な事象ですとか、近年の交通安全対策などの新たに生じた政策的課題などに迅速に対応する予算でありまして、その中で過去の実績等を踏まえ当初に前倒しが可能な分を今計上したところです。この計上により、年度当初から計画的・効果的に取り組めるようになるところでございます。

ただ、その効果につきましては、県土整備に係る現場での突発事象の発生に対し、土木部全体あるいは各土木センター、土木事務所が適切に機動的に対応することで、その都度効果が発現するものと考えておりますので、この定量的にという御質問ですが、現時点でそれをお示しするのは少し難しいのかなと考えております。この制度を有効活用して、現地に適した施工時期で仕事ができるように努めてまいります。

奥野委員 まだ不確定要素は当然あるわけでありまして、そこは適宜御対応いただきたいと思っておりますけれども、 先ほど部長の御答弁の中にありましたように、うまく事が 運べば、第1四半期にこの幅分ぐらい事業量が増やせると いいますか、現場を動かせるということにつながろうかと 思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、工期1年未満の工事の債務負担行為の設定というのは、他県ではほとんど取り組まれているということで、たしかもう44都道府県でやられているものだったかと思います。そういうものを見ていると、やはり効果があるから他県では導入をされて続いているのだろうというふうに思

います。ぜひとも働き方改革と併せての新しい取組、頑張っていただきたいと思っております。

数田委員長 ほかに付託案件についての質疑はありませんか。 — ないようでありますので、これをもって質疑を終わります。

(3) 討論

薮田委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

菅沢委員 一般会計に関連をして計上されております利賀ダムの建設費をめぐって反対いたします。

論点は、庄川の広大な集水区域があります、岐阜の県境にまたがるところですね。しかし、利賀ダムというのがその庄川の支川である利賀川流域 —— これは庄川の広大な流域の数%にすぎません。そうした限定的な流域の治水洪水対策としての利賀ダムの建設であります。

基本高水の設定等いろいろありまして、毎秒500トンのカットということでは、庄川の河口域における治水洪水対策の効果は10センチを切るような算定も示されておりまして、治水洪水対策は極めて限定的と断ぜざるを得ないわけです。これが第1点です。

第2点は、今日、国土交通省が非常に先見的に、特に菅政権において、医川流域を例えていますと、利水ダムは民間の利水ダムですね、さらには民間の利水存在しておりますはいるを量のですが、、のにおけるが、な方向が示されましてが、、のにおりまけるな方向が示されましても到するが、、でのによります。 会後大いに期待をしたいと私は考えております。 洪水治水対策の思想的、土木工学的といいますか、そういう大きな歴史的な転換点にあるということを、1つは専門家である皆さんにはぜひ踏まえていただきたいと思います。これは菅政権を私は高く評価する1点でもあります。

もう一つは、今日、治水洪水対策の総合的な考え方、土木工学、様々な観点から、流域治水という考え方が、国土交通省が提起しているわけでありまして、庄川についてもこの流域治水の計画が既に策定をされて、機能しているわけです。

ダムのような大きな構造物の設定による治水、私はこれを100%否定しているんじゃないですよ。利賀ダムに限って論点として申し上げているわけであります。

御承知のように、この流域治水の考え方は、総合的・包括的な、過去の洪水の経歴とか、自然災害といったものを踏まえた解析の中から提起をされてきている考え方でありまして、これは広範な中身が含まれております。先ほどの流域の各種ダムの活用もその中の一つなんです。

さらに、この中で提起されている河川改修の促進ですね。 庄川では既に国営事業として左岸で堤防改良が進められて いるわけでありまして、これはさらに促進をする必要があ ろうかと考えております。 護岸や河道の掘削等を通じて河 川の機能を高め、維持するということであろうかと思いま す。

さらには、この流域治水の考え方には、建設土木の行政 関係から農林水産関係の機関、市町村も含めての総ぐるみ の参加と、大事なのは住民ですね、流域住民の参加もここ では提起されているわけであります。その中には、例えば 田んぼダムという考え方も大きく提起をされておりまして、 庄川流域の砺波平野、広大な農地が広がっておりますけれ ども、これらの活用も十分田んぼダム的な思想の中で取り 入れるべきだということがあるわけであります。

いろいろ申し上げてまいりましたけれども、このことについては本会議で会派の代表が反対討論することになっておりますが、最後に、米原委員とはこの常任委員会でも大いに論争してきて、私も勉強になったつもりでおりますけれども、今日は時間が限られておりますから、以上、反対の論拠を申し上げました。

ちょっと考え直したらどうですか。ダムに固執をするというこういう考え方は。巨額のお金を使って、今後の物価高騰や人件費の高騰で、今県の大型建設物が大きな論議の対象になっているわけでありますが、利賀ダムについても、恐らく今後巨額の工事費の見直しも前提になるだろうと思っております。

こういった大きな公共事業の負担金の3分の1は県負担になるわけでありまして、今日の財政事情からしても、県が大きな負担を強いられることについて、これは県民の理解を得るのがなかなか難しい問題だろうと思っているわけであります。

私も、長い間ダム論争というのをやってまいりました。中沖知事の時代、公共事業の大きな見直して、県議会ではよらない治水事業を提起されてまいりまして、県議会の計画段階、既に工事の着工に入ったものもりますが、でからの補助ダムの見直しをやったんでありますさんのの論争の中心に私はなってきたつもりでおりまする。の八代仙のダムは農業用水ダムでしたが皆中止になりました。の八代仙のダムは農業用水ダムですね、黒川ダムですね、ましたし、そのほかの県営ダムですね、黒川ダムを様々なダム、いろありました。7つの補助ダムを見直すことによって、私の試算では全部で2,000億円を超える

事業費の見直しにつながりました。

このうち補助ダムの場合でも県の負担金が3割としても、数百億円の県費の支出を見直したことになるわけでム知事だったは日本一の脱ダムをして、かられまるととで、がきも、がきかいのものがでいたなどで、でいるととででいる。からないで、なども、のが苦労して、設計して、様々な工事に入ったのも1つあるんですよ。を見直したという歴史を思い出してください。

確かに、熊本県の球磨川の大洪水のこともありました。 私も球磨川の視察には2回行きました。上流のの大洪水がに 遭遇いたしてまいって、そしてかれるところがのとしてまればいがありますけれどもも五木村にある熊 本のあのダムについは、工事の再開とするようですおれない。 本のあのがムについ洪水用のダムに限定するようですおれない。 は、県営ダムを撤去するという事態にもおいいまたい 活島知事も随分英断を持って、しかし今度のおはまて私 るいろ評価はあろうかと思います。これはでする も研究してみたい、勉強してみたいと思っているテーマであります。

いろいろ申し上げてまいりましたけれども、感慨深く今日は反対の論点について話をさせていただいたわけです。 以上で終わります。

薮田委員長 ほかにありませんか。 — ないようであります ので、これをもって討論を終わります。

(4) 採決

数田委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました諸案件のうち、まず議案第1号令和5年度富山県一般会計予算のうち、本委員会所管分及び議案第20号令和5年度富山県工業用水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

薮田委員長 挙手多数であります。

よって、議案第1号外1件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和5年度富山県就農支援資金特別会計予算外26件及び報告第1号地方自治法第179条による専決処分の件のうち、本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

薮田委員長 挙手全員であります。

よって、議案第7号外26件及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

2 請願・陳情の審査

数田委員長 次に、請願・陳情の審査に入りますが、今回はいずれも付託されておりませんので、御了承をお願いします。

3 県土整備農林水産行政当面の諸問題について

(1) 報告事項

川上都市計画課長

・空港スポーツ緑地インクルーシブひろばお披露目会について

根上下水道班長

・「富山県汚水処理広域化・共同化計画」の策定について

資料配付のみ

農林水産企画課

・「第18回食育推進全国大会 i n とやま」の開催準備 状況等について

市場戦略推進課

- フランス「富山の酒」プロジェクトについて
- 大手コンビニにおける富富富を使用したおにぎりの 全国販売について

(2) 質疑·応答

八嶋委員

- 輸出促進への取組について
- 地 熱 発 電 へ の 取 組 に つ い て
- 新奏大橋について

筱岡委員

- ・農業における電気料金の高騰について
- ・富山米の消費拡大について

山本委員

- ・造園工の公共工事の労務単価について
- 建設業者の働き方改革について
- 工事検査のDXについて
- ・除雪オペレーター確保のための支援について

菅沢委員

・空き家について

数田委員長 ただいまの報告事項に関する質疑及び所管行政 一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

八嶋委員 私からは、昨年7月に薮田委員長の大決断によってこの常任委員会で行った、沖縄での県外視察に関連してお伺いします。

まず1点目ですが、うるま市国際物流拠点産業集積地域に行ってきましたが、アンリッシュ食品工業株式会社では、

急速冷凍プロトン凍結機で、弁当のまま、握りずしのまま、 ピザのまま、香港・シンガポールなどの輸出先に空輸して、 現地で解凍機を使って解凍して販売するという流れの輸出 促進の取組事例を紹介していただきました。

さて、富山県農林水産物の輸出促進ということで、現時

点で富山県でもこのようなことができるのでしょうか。例

えばますのすしを、富山ブラックラーメンを輸出できるとしたら、富山の食文化も同時に輸出するということにもつながるわけでありますが、どのようなインフラ整備が必要なのか、伴市場戦略推進課長に御所見をお伺いいたします。 伴市場戦略推進課長 沖縄県で、最先端の色や風味を損なわない急速冷凍・解凍機器の製造メーカー 委員御紹介の製造メーカーや、あとはマイナス25度Cとかマイナス60度Cなどの商品に合わせた温度で保管できる物流センターなどを視察させていただきました。食品の品質保存、劣化防

止の観点から、今回見せていただいた最新のコールドチェ

ーンの事例は、大変参考になったと思っております。

本県の輸出拡大にとっても、こうした冷凍技術、あるいは混載輸出する際の物流拠点となる冷凍倉庫での温度管理、そういったものは海外の飲食店への提案や、委員からも食文化というお話もありましたけれども、そういった食文化も含めた提案が有利になると。商品を高品質の状態で海外市場へお届けすることの重要性を改めて認識させていただきました。

本県では、プロトンという冷凍技術ではございませんが、急速冷凍技術を活用した冷菓などの冷凍食品を香港へ混載輸出する、コールドチェーンによるリーディングプロジェクトを今年度実施しております。このプロジェクトは、伏木富山港から香港に定期輸送されておりますアイスクリームのコンテナの空きスペースを活用して、ほかの冷凍可能

な商品を混載する形態で、昨年11月にホタルイカ、ますずし、シロエビのかき揚げ、昆布巻き、かまぼこの 5 品目をサンプル輸出したところです。

これらの商品、冷凍方法につきましては各社独自に行っていただきましたが、物流面におきましては、民間の冷凍保税倉庫に一旦集荷いたしまして、その後、冷凍コンテナへ混載するという仕組みの構築につながったものと考えております。

一方、今回、香港側の評価ですけれども、飲食店やスーパーも展開される商社のほうからは、食べ方を示す現地フェアを開催してほしいというニーズもありましたので、対応していきたいと思っております。

そのために、まずは冷凍可能な食品の開発、あるいは食べ方を含めた現地でのテストマーケティング、さらには、とやま輸出コミュニティ会員に、こういったところにもっと参加しませんかというような働きかけなどを進めまして、取扱商品の増、あるいは商流確立を目指していくととして、必要に応じまして冷凍機器の整備支援なども今後展開していきたいと考えております。

八嶋委員 船便ですけれども、既に実績が多少出てきたということであります。ただ、そういったことを知らない食品会社もたくさんあると思いますので、ぜひこういった取組事例を紹介していっていただくのも、とても大切なことではないかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次も県外視察に関連しての質問ですけれども、これは常任委員会ではなく自民党の福祉環境部会で北海道視察がありました。ここで、エネルギー・環境・地質研究所に視察に行ってまいりましたが、そこでは、地熱発電の取組、北海道に適したエネルギーの取組を幾つか紹介していただきました。

この部会は環境の観点からのアプローチであったわけでざいますが、富山県の場合、地熱発電というのは企業・
が担当されているということでございます。本来の安定・
安価な電力供給において、こういった地熱発電事業とても
魅力を感じたところですけれども、話を聞いとと、行政を
もとてもしれませんが、やはりでもこの種の開発は、平生から戦略的に公が開発に関わっていく必要があると、視察に行った研究所では痛感いたしました。今後の地熱発電の取組について、森田電気課長にお尋ねいたしたいます。

森田電気課長 副委員長御指摘のとおり、地熱発電は実現するまでに多額の費用と、そして長い期間がかかる非常にリスクの大きな事業であります。このため、事業者は国などから支援を得ながら開発に取り組むことが一般的でありまして、企業局においても、平成28年度から国の支援を得ながら立山温泉地域において発電の可能性調査を進めてまいりました。

今年度は、昨年度までに得られた調査データを民間の企業などに開示しまして、第三者的立場から評価をいただいたところであります。現時点では、制約が多く、開発は難しいといった厳しい意見もいただいておりますが、一方で、調査のエリア — 表面的な広がりまたは深さを広げて調査することで可能性が高まるといった御意見もいただいたところであります。

これらを踏まえまして、来年度は立山温泉の断層における亀裂の発達状況や、そして深い場所の地質調査、どのような方式を用いればよいのかなどといった手法を検討しながら、この地域における開発の方向性を探っていきたいと考えております。

また、国においては、地熱発電の導入促進を目的に新たな技術開発が進められております。そういったものの中から立山温泉地域へ適用できる新しい技術がないかを調査するとともに、地熱発電に関する支援の拡充を国へ要望してまりたいと思っております。

さらに、このほか立山温泉以外の地域においても、比較的低温の熱でも発電できるバイナリー方式がございますが、その導入の可能性についても調査をするとともに、民間企業や地元の大学などと協働で勉強会なども行いながら、引き続き地熱発電の導入可能性について取り組んでまいりたいと考えております。

八嶋委員 やはり経済安全保障、環境安全保障、国家安全保障の観点からも、富山県に適した再生可能エネルギー─小水力発電などビジネスモデルが確立されてきたもありますけれども、なかなか民間が手を出しにくいと。そしてビジネスモデルがない部分こそ、スポットを当てるということで、公の役割があるのではないかなと思っております。新しいビジネスモデルも何とか提案をしていただきながら、県民生活の向上、県内産業の振興に貢献していただきたいと思います。

次に土木部にお伺いします。昨年、新湊大橋開通が10周年を迎えました。10周年を迎えるまでにはいろな事があったのではないかなと思っています。たまたまですが、今年1月に10年に一度と言われる最強寒波がございました。新湊大橋だけではありませんけれども、皆さん大変な経験をしたわけでして、新湊大橋では幾日間も通行止めになっていました。私も迂回して富山市に向かったという経験をいたしました。

通行止めなどは、いろいろな基準もあると思っておりますが、開通から10年を経て、この大橋での事故やヒヤリハ

ット事例が相当蓄積されたのではないかと思っています。 大橋での交通事故防止の観点、もちろん通行止めの対応が 一番の対応策には間違いないのですが、この最強寒波では 落雪も相当あったということも聞き及びます。

改善点、課題解決の必要性も感じますが、ここでいった ん整理整頓といいますか、これまでどのようなノウハウや 経験が蓄積されたのか、三鍋港湾課長にお伺いします。

三鍋港湾課長 新湊大橋は、国直轄事業により整備され、現在県が管理を行っている日本海側最大級の斜張橋であり、 平成24年9月に車道部が開通し、本年度開通10周年を迎え たところです。

開通当初は、風速毎秒25メートル以上の暴風や路面凍結により通行に支障や危険があると判断した場合は、通行止めの措置を取ることとしておりました。令和3年1月の大雪の際には、主塔部分からの落雪による通行車両の損傷事故が発生したことから、通行止めの基準を見直ししたところでございます。

その具体的な見直し内容ですが、一定程度の降雪があり、 日中に気温が上昇するなど、主塔部分からの落雪が見込まれる場合には、まずは監視カメラで積雪の状況の把握やパトロールを実施した上で、雪庇が確認できた際には通行止めとし、雪庇落としが可能な場合、こちらの場合には作業員による雪庇落としを実施することといたしました。

このほか、通行止めなどの規制情報につきましては、利用者の方々にリアルタイムにお伝えできるよう、電光掲示板に加えまして、平成30年9月からSNSで情報発信をしております。引き続き、安心して通行できるよう、落雪防止などの安全対策にしっかり取り組んでまいります。

八嶋委員 通行止めをしなくてもいいような対策も今ちょっと御紹介いただきましたけれども、今後も安全対策を最重

要視し、ぜひ事故のないように道路管理をお願いしたいと思います。

私も、ハトの羽やふんの片づけ、清掃の現場も確認しましたし、窓拭きのでないたこともありますが、観光シーの眺望、せめてゴールでかったの清掃をルーティンのでは1年に一度の清掃をルーティンはでもながらできたら窓拭き清掃を実施するとは地でないまでもあり、活力を楽したでもから、結果的にではから、観光を楽しむことががない、結果的に近路であるとは、でもないがいます。 人が景観を楽がるときながら、活動課長の御人に増加につながると考えますけれども、三鍋課長の御見をお伺いいたします。

三鍋港湾課長 あいの風プロムナードは、雨や雪などの天候に左右されず歩行者が通行できるよう車道の下に設けられ、両側に周辺の景色が楽しめるよう窓が設置されております。窓の清掃は、令和3年4月に行ったところではありますが、御指摘のとおり、汚れが目立ってきているということから、新年度の早い時期に内側の窓清掃を実施する予定としております。

今後とも、県内有数の観光スポットである新湊大橋を訪れた方々が眺望を楽しめるよう、汚れ具合の確認を適宜に行い、状況に応じて清掃を実施するなど、適切な維持管理

に努めてまいります。

八嶋委員 またハトもちょっとずつ侵入できないように対策を打っていただければと思っております。

数田委員長はじめ、委員の皆さん方、また関係部局の皆 さん方にはこの2年間、大変たくさんの御指導を賜りまし たこと、1期目、とてもよい経験とさせていただきました。 今、感謝、お礼を申し上げて、私の質問を終わります。

で個委員 まず、電気代の値上げの話からしたいと思っておりますが、いよ4月から一般家庭、企業の電気料金が値上げになるということであります。この中でもほとん分の方はもう12月分から、うちでもオール電したものでよりになったがいます。約1.5倍からもっと、それぐらいになって、おいます。約1.5倍からもっと、それぐらいよ4月から家庭もみんな値上げになるということでございます。

先日議決されました2月補正予算の中で、電気料金高騰対策として農業・林業・漁業総枠で3億5,000万円ほどの予算だったと思いますが、その中でも農業のほうには1億円だそうでございます。高騰対策をされたことについては、非常に敬意を表したいと思いますが、その1億円は電気代高騰分に対する2分の1以内という枠になっております。例えば私の地元のいなば農協に聞いてみますと、電気料金の値上げ分で2,000万円ほど上がりますと。そうしたら単純計算でその2分の1は1,000万円です。

県では1億円の予算を組まれたということですが、いなばだけでその値上げ分の2分の1で1,000万円だと。これでは、果たして県内のJAや認定農業者等の乾燥調製代の値上げ分をカバーできるのかなと思っています。みんなこの最低でも2分の1だということを期待しているわけですが、この1億円では不足するのではないかと思うんですよ

ね。 2 分の 1 分が。そうなった場合にどう対応していただけるのかという問題であります。所見を伺います。

津田農産食品課長 今般の電気料金の引上げについて、JAのライスセンターやカントリーエレベーター、園芸作物の集出荷貯蔵施設、そして大規模経営体の乾燥調製施設など、処理量が多い施設ほど負担の増加が見込まれ、ひいては施設を利用する農業者の負担につながることが懸念されます。このため、県では電気料金の引上げに伴う影響を複数のJAからお聞きしたところ、昨年に比べて約3割の負担増が見込まれるということでありました。

こうしたことから、今回の2月補正予算におきまして、 JA等の乾燥調製施設や集出荷貯蔵施設のほか、大規模経営体の乾燥調製施設を対象に、前年からの電気料金の高騰 分に対して支援をすることといたしまして、所要額につ約3 割しては、先ほど申し上げましたように昨年に比べて約3 割の増が見込まれるということで、現時点で見込まれる負担増を見積もりまして、その2分の1を助成するための所要額として1億円を計上し、先般議決をいただいたろでございます。

米ですと、これから田植えをして秋収穫ということで、 乾燥調製にかかるわけですが、JA等における負担の増加 につきましては、今後決定される電気料金の改定内容や施 設の稼働状況等により変動する可能性もありますので、そ の実態等につきましても十分把握に努めたいと考えており ます。

また、先般岸田首相から電気料金の高騰等に対応するための追加経済対策の検討が指示されたということもありますので、県といたしましては引き続き電気料金の引上げや国の動き等も十分注視しながら、またJA等の状況もしっかり把握した上で、負担軽減が図られるよう努めてまいり

たいと考えております。

- で問委員 県内の約3割の値上げ分に対応する分が1億円で大丈夫だろうという試算だということですか。しかし、2分の1以内という表現になっているから、みなさん心配されているわけです。総額1億円の予算を確保していて、応募が例えば1億5,000万円ほどになったと。2分の1以内と書いてあるから、予算の範囲内で、2分の1より少なく配分されるのかなという懸念を持っているわけであります。あくまでも2分の1の基準でやられて、もし不足すれば、また次の対応をするという考えでよろしいですか。
- 津田農産食品課長 現在の予算は、負担の増加を見積もって、その2分の1ということで所要額を算定しれだけになるかほども申し上げたように、実際の負担がどれだけになります。 は、今後の状況等にもよりますので、繰り返しなかというは、はいますが、対応になってはあっては必要な額についてはなるかとは思いますが、現時点では必要な額については算定をしております。
- **筱岡委員** それでは、2分の1の支援は最低守りますよということを期待しております。何か答弁されますか。
- 津田農産食品課長 所要額は見込んでおりますが、その状況によっては2分の1以内、この予算の範囲内ということも 状況によってはあります。どれくらいの増減の範囲かということもありますが、現時点では2分の1を助成するため に必要な額ということで見込んでいるところでございます。
- 彼岡委員 みんなは最低でも2分の1はという期待を持っているわけでありまして、たとえもし2分の1に予算が足りないということになれば、また次の対応をぜひ検討していただきたいということを要望しておきます。

次に、米の消費拡大についてお伺いします。これも地元ネタでございますが、小矢部市では、昨年の補正予算で国の地方創生臨時交付金を活用して、子育て支援と米の消費拡大を兼ねて、18歳以下のお子さんがいかっしゃる世帯へ10キロのお米引換券を配付したと。これが物すごだったそうであります。そしてこの補正事業が好評だものですから、今年の新年度予算で、市は今度それを1世帯10キロではなく、18歳以下の子供1人当たり10キロのお米引換券を配付するという、子育て支援と米消費拡大を、石二鳥といいますか、そういう予算を組んでおります。

そこで、国を挙げてですが、富山県も今、子育て、こどもまんなか施策と言っている中で、知事や皆さんも部局時で子育て支援をしようということだと思います。その中で、農林水産部からもやはり子育て支援プラス、今言ったような米の消費拡大にもつながる施策は大変結構なことだと思うわけですが、ぜひ県でも両立させる意味で、主眼は子育て支援ですが、そういう事業を展開してはどうかと思いますが、いかがですか。

伴市場戦略推進課長 委員御指摘のとおり、新型コロナの影響や昨今の食料価格の高騰は、子育て世帯の家計に大きな影響があると捉えております。そこで、県ではこれまで、令和2年度には厚生部において、独り親世帯の約5,000人にお米券を配付する事業、また、農林水産部では、県外に通う富山出身の学生、あるいは県内の大学に通う県外出身の学生約1万4,000人に、富富富の現物支給をしたところでございます。

また、家計支援とは異なりますが、今年度は、県内の富富富のPR事業の一環といたしまして、全市町村の通年での学校給食における提供、あるいは希望のあった幼稚園児、保育園児の子供たち約8,000人に、富富富を2合配付する、

おうちで富富富キャンペーンを実施いたしました。

一方、米消費拡大の観点からでございますけれども、県では生産・流通・加工・消費団体等と連携いたしまして、1つには、富富富の学校給食での活用もありましたし、さらに、今年度は県内プロスポーツチームの協力を得まして、6年度は県内プロスポーツチームの協力を得まして、6年度が栄養面で非常にいいということを動画でPRを行ったということ。さらには、県産米粉の活用に向けて、米粉活用研修会や商品開発への支援を行ってきたところです。

小矢部市の子育て世帯へのお米引換券配付事業につきましては、委員御紹介のあったとおり、子育て世帯への家計支援だけではなくて、地産地消、米消費拡大にも非常に効果があったということで、我々もお聞きしているところでございます。

そういったこともございますので、現在国において物価動向に対応すべく、必要な追加対策というものも検討されているというふうに我々聞いておりますが、県としても、委員御紹介のあったこうした支援も含めて、今後状況を見ながら、また、関係部局とも相談しながら、検討してまいりたいと思っております。

筱岡委員 ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、これも富山米の消費拡大についてお伺いします。 さっきから隣で、次に話す内容は前にも言ったのではない かと言われておりますが、予算特別委員会かどこかめてだった記憶かもしれませんが、この常任委員会では初めてだれまいます。富富が販売された初年度に、PRするのに1 億円か2億円ほどの相当な広告宣伝費を使っております。 PRのCMに木村文乃さんを使われて、それはそれで結構だったと思いますが、どうも失礼やけど、いまいったかなという感じがしております。

そこで、人気ナンバーワンである大相撲の朝乃山を、不

祥事をちょっと起こしたかもしれませんが、郷土のこんな立派な朝乃山を使わん手はないと。朝乃山が丼でこう、あるいはでかいおにぎりをこうやって、これだけでもすごいインパクトですよ。もう富富はあっという間に売れると思いますよ。富富高いと思いますが、いかがですか。

伴市場戦略推進課長 委員御紹介の朝乃山関につきましては、 実は富富をはじめとする県産食材の消費拡大のPRに大変いるのる御協力をいただいているところでございます。 過去をちょっと振り返りますと、コロナ前の平成30年度には、数回にわたりましてスポーツ新聞とタイアップした富富の特徴紹介、あるいは富山湾の新鮮なブリをちゃんこ鍋にして食べてもらうなど、大変インパクトのある情報発信をしていただいたというのが1つ。

それと、コロナ禍に入ってからでございますけれども、 令和2年度には、日本橋とやま館のアンテナショップ、あるいは食の王国フェスタで富富富をPRするための動画に、 それこそ委員御紹介のおいしそうに富富富を食べるシーン とともにビデオメッセージを寄せていただいて、県内で放 映いたしまして、これまでの協力は大変ありがたいと思っております。

それで、朝乃山から少しだけ離れるのですが、県では富富をはじめとした富山米の消費拡大に向け、JA等関係機関と連携いたしまして、飲食店等での利用拡大はもちろん、御飯食の栄養価がスポーツに合うことを、県内4つのプロスポーツチームの選手が出演する動画の配信や学校給食、あるいは図画作品コンクールなど、小中学生やその保護者向けの啓発ということも、テレビCMやSNS等で発信をしてきました。

今後とも、富山米の消費拡大の効果的なPR方法につき

ましては、生産者や流通団体、消費者等の御意見もお聞き しながら、朝乃山関の起用も含めて検討してまいりたいと 思っております。

筱岡委員 そういえば、警察では暴力団追放のポスターに朝 乃山を何年か前に採用しておられたのを記憶しております。 ぜひ、やはりこれだけ超人気の、せっかくの郷土力士を起 用しない手はないと思います。

そこで、部長にお伺いしますが、先ほどの子育て支援の件と朝乃山の起用について、米を含めた県内の農産物、単発ではなく、継続して出せるぐらいの広告をしたほうがいいのではないかと思いますが、この2点について部長の見解を教えていただけますか。

堀口農林水産部長 まず、米の消費拡大ということについては、私ども農林水産部としても一生懸命取り組んでおります。米余りになって米価が下落しないように、米農家さんが一生懸命皆さんに食べていただくお米として、将来に向かって意欲を持って生産に取り組んでいただけるように、私どもいろいろな施策に取り組んでおります。

一方で、委員御指摘のとおり、子育て支援も大事な施策の一つでございますので、子育て支援と米の消費拡大をコラボしながらやっていくということも一つの考え方だろうというふうに思います。

子育で支援については厚生部のほうでも今いろな施策を展開しておりますし、私どももどうやったち米の消費拡大になるかととで、農林水産部として考えられてすると進めているわけですのほうとも協議をしてがら、一体どういるを進めるのがお互いにろとます。 ながら、関係部局と相談して対応していきたいと思います。 それから、朝乃山関の起用ということですけれども、もともと富富部デビューしたのは平成30年でございます。 しっかりPRをしなければいけないということで、コシヒカリを代表とする富山米ですが、富山米の消費の分布としては、県内で使用されるのが大体2割、残り8割は県外で利用されております。そういった意味合いもあって、コシヒカリに代わって富富を作っていただきたいということで、どんどんPRもしていかなければいけないと。

スタートダッシュのときには、県外も少し意識しながら 広告宣伝にも力を入れて来たということもありますが、3 年たって戦略の見直しをする際に、もう少し県内のほうに 軸足を置いてもいいのではないかという御意見もあり、県 外だけではなく県内のほうにも学校給食をはじめ一生懸命 PRをしながら、消費拡大に努めております。

朝乃山関の起用ということでございますけれども、今後、富富富の販売戦略については、令和6年度からの新たな戦略を、令和5年度にいろ検討していこうというえております。生産あるいは流通、実需者など、関係者が集まる「富富富」戦略推進会議というものでではいいのか、生産拡大につながるのか、消費拡大につながるのか、生産拡大につながるのか、そういったことも関係者間でいる議論というない。そういったことも関係者間でいきたいるのか、そういったことも関係者間でいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

後岡委員 最後だけ大分力張っとってよかったと思います。 私もこれで今期最後になります。4月、私はどうなるか分かりません。富山県議会での質問はこれで最後かもしれませんが、長い間どうもありがとうございました。

山本委員 私からは4点質問いたします。

問いの1番は、労務単価のお話であります。造園組合の

皆さんとお話をさせていただいの労務単価が普通作業員の労務単価よりとうとっているということで、大変寂しい思いをしておかれまっただきました。造園土木協会の皆さんにおかれましてはきました。造園土木協会いは技術、またがれましては、組合員の皆さんの資格あるがはます。ということは、寂しいと言われないとももっともだなというふうに感じているわけでごれることももっともだなというふうに感じているかけでごがます。

かつては、技術作業員と同額ということで、今の算定でいうと1万5,000円以上の部類にあったこともあるということです。国のほうで決められているこの労務単価なのでしょうけれども、その単価の調査対象となる造園工事そのものの発注がないために、この造園工の労務単価が正当に評価されていないのではないかと、御心配をされているわけです。

造園組合の皆様方というのは、例えば歩道除雪に御協力をいただいたりだとか、街路樹が電線に引っかがてたないというような折には、すぐに来て木を切ってくさったりする。要は、歩道、街路樹だとか植栽だとかか、そういうもの全てについて、自分たちに責任があるという安望にもなるべく出て、応えていただいているというふうに思っています。

また一方で、賃上げということを国のほうで号令をかけてやろうとしているわけですが、そういう観点から見ましても、不当とまでは言いませんが、しっかりとした形で適正な価格になっていない可能性があるというふうに思われるわけでございます。このあたりについて、どうお考えなのか。城光寺建設技術企画課長にお聞きしたいと思います。

城光寺建設技術企画課長 土木部の過去15年間における造園 工事の発注状況の推移について、傾向をつかむために5か 年ごとの平均値で見てみますと、工事1件当たりの工事量、 工事費が大きくなっていることもありまして、工事件数で いうと減少傾向が見られますけれども、工事金額で申しま すと、平成20年度から平成24年度の5年間では、年平均で 1億6,800万円の工事費でした。

それから、平成25年度から平成29年度では同じく1億6,800万円、それから平成30年度から令和4年度では1億7,500万円と、傾向でいいますと横ばいからやや増加傾向となっておりまして、造園工事として発注された工事量自体は確保されているのではないかというふうに考えられます。

県が設計価格としている労務価格につきましては、御紹介ありましたとおり、国が毎年実施する公共事業労務費調査で把握した賃金実態に基づき決定されており、その調査結果を翌年度の労務単価に反映しております。

造園工の労務単価につきましては、平成25年度以降上昇傾向にございまして、令和5年度の最新単価は、平成24年度に比べて約1.6倍となっております。これは、普通作業員と比較しますと、普通作業員は1.7倍でございまして、同程度の上昇率となっているというふうに思っております。造園工事に関連する皆さんの気持ちにつきましては理解するところでありますけれども、近県の状況を見ましても、新潟県では造園工が平成24年度の約1.6倍に対し普通作業員は1.7倍、それから石川県では造園工の1.5倍に対し普通作業員は1.8倍となっておりまして、両県とも本県と同様の傾向にあると認識しております。

県といたしましては、実態を反映した労務費調査となり ますよう、調査対象となった建設企業に調査協力を要請す るなど、引き続き国の公共事業労務費調査に協力するとともに、調査結果に基づく最新の労務単価の適用に努めてまいりたいと考えております。

- 山本委員 すみません、城光寺課長、1.6倍や1.7倍とか、比較的なお話でいただきましたけれども、金額でいうと普通工と今の造園工と比べてどうなのか、端的にお話しいただけますか。
- 城光寺建設技術企画課長 普通作業員の最新の富山県の価格 が2万2,000円、それに対して造園工は2万1,800円でござ います。
- 山本委員 そういうことでございます。上昇率については同程度上がっているということなんでしょうけれども、かつては技術作業員と同額だったものが、今となれば普通作業員よりも言ってみれば200円低いと。それが我々の評価なんだということを造園の皆さん方は、自分たちの仕事はそういう仕事なんだろうかということを思っておられるわけなんですね。

僕はあまりこういうことを言うのはどうかと思いますが、ウェルビーイングというのはそういう感覚だと思うんです。 我々の仕事が評価されていると思うことだと思うんな事情があるのはよく分かりましたが、造園の皆さんの方にするというのではないかという御心配もあるけでございます。

国にどれだけのことを言えるか分かりませんけれども、 できる限り県内の造園の工事を、先ほど金額のお話ありま したが、件数を少し増やし、単価がしっかり反映されるよ うなことも考えてもらえればありがたいと思いますので、 これは要望にさせていただきたいと思います。

引き続きまして城光寺課長に質問ですが、働き方改革の問題でございます。建設業者の皆さんも、働きますして、今日に指導をされていうたがなかなかなかなかなかなかなかなかなかなかなかなかなかなかながったいうがなかながられるでもそうとので、やのほうでもそう思っているとと、実働がもところが、、実際にはなります。先ほど奥野ないとはいるというとになりましたが、、天気が悪いと、先ほどもないうことになりましたが、、大気が悪がもしたができなけでありませにない。といるとは、大気が悪があるとはでものは、というとにからというになる時間も長くて、労働時間も縛りがあるとはいかには、労働時間も縛りがあると使えばいかにはなければいけないと。なら別の者を使えば使っただけ、またお金がかかるといいの者を使えば使っただけ、またお金がかかるとい

そうすると、やはり今の働き方改革に、現状の建設現場の形がまだマッチするところまで来ていないと感じられるわけなんです。そのことについて、いや、工期を間に合わせるのと働き方改革とどっちか取らなければいけないとなったときに、どっちを取ればいいのだろうかみたいな、そういう悩みを現場にさせるようなことにあまりならないように配慮していただきたいと思います。

う話になるわけですよね。

現状は多分隔週で週休2日みたいな形に、形上なっているのではないかなと思いますが、こういうことを考えて少し工期を長めに取っていただくとか、そういうことをやって、少し現場の働き方改革を後押しするような形にしていただけないかと思いますが、城光寺課長の見解をお聞きしたいと思います。

城光寺建設技術企画課長 建設業の担い手不足の対応のため、

それから令和6年度からは建設業においても適用されます時間外労働規制に対応するためにも、建設企業において週休2日制の導入など、働き方改革に向けた取組を進めることが重要であると考えております。

土木部におきましては、平成29年度より週休2日制モデル工事に取り組んでおりまして、順次対象を拡大しております。今年度は、建設企業の皆さまの御意見も伺いまして、どうしてもやはり天候の問題もありますので、週休2日制にみを取るということではなくて、工期全体で週休2日制に相当する休日が確保されるように、それで達成とみなけルールに変更しまして、原則全ての土木工事を週休2日制モデル工事として発注しているところでございます。

モデル工事におきましては、週休2日制を前提とした工期を設定するとともに、本年度からは、工期の算定に当たりまして、より実態に即するよう、日当たりの標準作業量、作業の不可能日数、この辺を考慮した方法に改めております。また、工事費の積算におきましても、共通仮設費や現場管理費などの経費の割増しを行い、それに加えて平成30年10月からは労務費についても割増しの対象としております。このように、順次対象となる経費を拡大するとともに、割増しの補正率についても見直しておりまして、適正な工事価格の設定に努めているところでございます。

また、御指摘がありましたように、発注に当たっては施工時期の平準化の取組も重要と考えておりまして、工事への余裕期間制度の導入、それから年度間の切れ目のない発注を推進するため、ゼロ県債、繰越明許費の設定、工期1年未満の工事の債務負担行為についても取り組んでまいります。

また、土木センター、土木事務所におきましては、建設 企業の皆さんが受注見通しをできるだけ立てやすくなるよ うに、発注計画の公表内容の充実を図るとともに、地域ごとの受注状況を把握した上で、工事の規模や施工時期、工期を適切に設定するなど、きめ細やかな発注管理を行うこととしております。今後とも、県内企業の皆さんが有する人材や機材が有効に活用できるよう、取組を進めてまいります。

山本委員 甘えたことを言ってもらっては困りますけれども、 余裕を持っていい仕事をしてもらうということが大事だと 思いますし、そのことがやっぱり現場のいい空気をつくっ て、そこで働きたいと思った人たちが増えるわけですから、 そのことをまた考えていただければいいなと思います。

もう一問、城光寺課長に質問しますが、工事検査のDXについてお伺いします。この間、高岡市の建設業協会の幹部の方と少しお話をした際にお聞きしたのですけれども、検査のためにスペックの高いパソコンを準備していた準備するそうなんです、工事の届出の書類などのために。ところが実際に検査をしていただくそれぞれの土木事務所には、そのスペックに対応したパソコンが2台しかなくて、そこで検査の順番待ちになってしまうと。

県庁全体で県庁内のDXも進めようとしているわけですので、せっかくこうやってDXの仕組みをつくっても、大事なハードがついてこないのでは、せっかくの時短が時短にならないと思います。ここのところはちょっと頑張っていただいて、しっかり検査ができるようないいスペックのパソコンがしっかり現場に回るように手配をしていたけないかと思いますが、課長の所見をお聞きしたいと思います。

城光寺建設技術企画課長 県では、公共工事における工事書 類の簡素化や電子化を推進しております。工事完成時には、 受注者に工事写真等の電子データをCD-Rなどに保存いただきまして、電子納品をしていただいております。工事完成時には、土木センター、土木事務所に配備した検査用パソコンを用いて電子納品されたデータを確認して、検査を行っているというところです。

検査パソコンの台数不足により検査に時間がかかるという御意見につきましては、電子納品されている工事写るというものは、工事目的物の出来形や品質確保を証明する重要な資料でありまして、各段階における施工状況ります。 一大きなできるよう十分な精度や枚数が必要すければのまるながあるよう十分ななす。 できるよう十分な精度や枚数が必要すければります。 できるようでは一大きな工事でよれに時間に できるようなりまして、データの読みたれに対けて、 がかっていることがあり、受注者の皆さんがそれに対すて 感じていらっしゃることではないかなと考えております。

県では、御紹介いただきましたが、検査用パソコンにつきましては電子データを確認することができる仕様を満たすもので用意しております。現在、富山土木センターには3台、その他の土木センター、土木事務所にはそれぞれ2台を配備しておりまして、そのパソコンについては5年ごとに新しいものに交換しております。

今回、検査状況について改めて各土木センター、土木事務所、それから工事検査室の検査担当職員に聞き取りをいたしましたところ、それぞれの検査官が、検査がスムーズに進むように、データを読み込む準備の間に書類検査などのほかの検査を行ったり、検査前にあらかじめデータを検査用パソコンに保存するなど、工夫しているという状況も聞いております。

現在のところ、検査全体とすれば大きな支障は生じていないのではないかと考えておりますが、今後、県内建設業のDXを一層推進していくに当たりましては、ICTの活

用工事や3次元測量など、より容量が大きいデータを扱う機会が増加すると考えております。県としましては、これらに対応し、実態に即した検査体制となるよう、土木センター、土木事務所のDXを進めてまいりたいと考えております。

山本委員 現状何とかなっているというDXではなくて、将来的にも県内業者の皆さんにも意識を高く持ってもらえるようなDX装備をそろえないと、県がリーダーシップを執って進めるということにはならないと思いますので、そこのところ何とか上向きになりますように、DXの担当とも話をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に除雪オペレーターの確保のための支援についてお伺いします。先ほど申し上げました高岡市の建設業協会の幹部の方とちよっとお話をしていたら、新卒で元気のいい新入社員が入ってきたと思ったら、私で、雪しなければならないなら入りませんと言われたそうな、までしなければならないなられました。実際にそのないことになっているらしくて、なかなかオペレーターの確保というのは大変なのだと思います。

例えば、入札参加資格でいうAクラスのところだとオペレーターの確保というのはできるかもしれませんが、BクラスとかCクラスとか、小規模事業者さんになると、もはされてもってもすごく不安だと。後継者がいるわけどもないし、どう見ても辞めていれるとしか思えないけど、今後、どうなっているという状況だと思っています。

いろいろな意味で人手不足の状況がありますので、できる限り支援を手厚くしていただく必要があるのではないか

というふうに思っております。例えば、県が保有する除雪機械の払下げについて、除雪業者さんに限定して競売するだという方法があるのではないかあって、除雪機ではかいがあって、除雪機ではかいがあって、ないの方が入っているような方が入っていっているを得なくであるる大きなので、資金力の除雪をやっているようにないってしまうと。本当になと思うで、変しいます。な状況にないというようなことも聞くわけでございます。

この委員会ではなく、経営企画委員会のほうで言わなく てはいけないことかもしれませんが、事ではないかなといっつの細かい配慮みたいなものが大事ではないしていたがしているうに思うんですね。そういうところも何とかしてめばいます。いると思います。ですが、これは大変な問題だと思っております。ですが、一条期的な話として、実際のか、二木道路課長にお聞きしたいと思います。

二木道路課長 まず、オペレーターの確保ですが、県では将来にわたり安定的な除雪体制を維持していくために、オペレーターの確保は非常に大事だと思っておりまして、これまでも支援をしております。 具体的には、新規のオペレーターを育成するために、大型特殊免許の取得費用、講習会受講費用の一部を補助しており、昨年度からは予算も増額して、今年度はこれまでに最も多い15社、25名に支援をいたしました。

また、オペレーターの後継者育成等技能向上を図るため、 熟練のオペレーターが除雪機械に同乗して直接技術指導を 行う実地研修も開催しております。今年度は、去る2月に 県東部と西部に分けて2回開催いたしまして、52名の方が御参加されました。さらに、オペレーターの方々の御労苦に対しまして、除雪功労者として表彰制度を設けており、今年度は知事感謝状など従事年数などに応じた3つの賞に合計17名の方を表彰いたしました。

このほかにも、オペレーターの作業時の負担の軽減を図ろうということで、令和2年度に県で導入いた。雪作業時のということで、令和2年度で導入いた。当年を発した。 PS機能を有する除雪機械運行管理システムに、第雪作業などを記された。 おらかじめシステムの地図上に登録載しておいるとで、その時で、おいてとき表示、それからおおおいます。 ので、そのトフォン画面の警告表示、それからままないます。 によりオペレーターに注意を促す機能を追加しておきままによりオペレーターなども円滑に除雪作業が行えるよう、活用していただいているところです。

もう一点、払下げのお話がありました。 県では、まずは 土木センターでなった除雪機械は、ほかの土木とンターで使わないか、また市町村で譲渡先がないか探しして、引き取り手がない場合には、入札参加資格ですといいます。これをいっては、御指摘のとおります。 受注については、御指摘のとおりれるな業者が入ってこられますので、県内の業者が取れないうことも実情としてはございます。

御提案の入札参加条件を除雪企業に限定するということについては、除雪企業の支援にはつながりますが、一方で県の財産を売却するということについて、入札参加者が減って売却価格が安くなるといった可能性もありますので、そういったことも考慮する必要がございます。

本県の場合、除雪企業の方が、機械が老朽化して代わり

のものが必要な場合には、県が新しく除雪機械を購入して 貸与するということもやっております。県としては、引き 続き除雪オペレーターの確保をはじめ、企業が保有する除 雪機械の実情、それからまたいろいろな御意見も聞きなが ら、支援に努めてまいりたいと考えております。

山本委員 県が買って貸与するケースもあるということで、 大変ありがたいお話でございました。引き続きまたよろし くお願いしたいと思います。私も2年間皆さん方に大変お 世話になりました。ありがとうございました。

菅沢委員 空き家の問題を取り上げます。

本会議の一般質問でも知事の答弁がありましたが、空き家の深刻な実態、この間地域を訪問した中で改めてその深刻さを受け止めております。本江建築住宅課長にお伺いしますが、まず空き家の実態についてです。知事の答弁でも、本県には3万2,000戸近くの空き家があるという報告だったと思いますが、空き家にもいろいろあるわけです。

賃貸用または売却用の住宅というのがあります。新築や中古を問わず、賃貸または売却のために空き家になっているわけでなっためなっているわけで、人が世で、会にないない住宅で、例えば転勤、入院などのためのは、人は世帯が長期にわたって不在の住宅やまななどののためがで、を関にしたなっている住宅や、さらにはもっと深刻のない、そういう住宅もかなり見受けられます。

さらには、倒壊等著しく保安上危険といいますか、つまり倒壊寸前、もう倒壊しているような現状とか、その中で著しく景観を損なったり、または周辺の生活環境の保全に重大な影響を与えかねない、与えているような、いわゆる特定空家と言われるものも散見いたします。

そこで、空き家にもいろいろあるようですが、まずは空き家の実態について、平成30年の実態調査は分かるんですが、もう5年が経過しますよね。私は新たな空き家の実態調査というものが必要になってくるのではないかと。国のほうでもそうなってくるだろうと思いますが、県も国待ちじゃなくて積極的な調査、実態調査に乗り出すことも考えておりますが、いかがですか。

本江建築住宅課長 総務省の住宅・土地統計調査によると、 県内の空き家の件数は、直近の平成30年調査では3万 2,200戸と、前回の調査の平成25年に比べ、1,400戸増加し ているという状況にあります。

それから、委員今おっしゃいました次の調査ですが、国の調査は令和5年度に行われ、令和6年度に公表される予定でありますが、この調査は全数調査ではなく、調査区域を抽出して行う推計調査で、かつ5年ごとに実施するといったことでありますことから、県内ではこの国の調査といった、空き家対策のためにそれぞれ独自に空き家数ないの実態把握に努めておられる市町村もございます。これについては、県でも市町村と情報共有をしております。

その中で、平成30年度以降に実態調査を行っている市町村では、例えば令和3年度までの3年間で県庁所在地の富山市では、約1,100戸の増加、それから高岡市では約150戸の増加となっております。こうしたことから、県全体としては現在も増加傾向にあるのではないかと考えております。

また、県の独自調査ということですが、これは、空き家対策の主体は市町村で、県は支援するということになっておりますが、先ほども申し上げましたとおり、今現在、それぞれの基準で実態調査をやっておられまして、これを県と情報共有しております。現在のところは、各市町村資料をいただきまして、県や市町村、関係団体からなる空き家

対策の連絡協議会の場で数字を共有しておりますので、こ の取組を進めていきたいと考えております。

菅沢委員 何かよく分からないよね。平成30年度に国が調査した空き家が3万2,200戸で、5年経過してその間、市町村も独自に調査をしていると、情報を共有しているというけれども、では5年間でどれくらいの増加傾向なのか、富山市と高岡市の紹介はあったけれども、トータルでどれぐらい増えているのかということです。

氷見市では、5年前で1,890戸という数字が出ていますが、市役所の担当の方と話をしていると、もう2,000戸を超えているということを言っております。そういう意味では、情報共有と言いながら、数字を明確に示せないのはなぜなのですか。それから、私は空き家にもいろいろあると、特定空家のことも聞きましたが、答弁がないのはどうしてですか。

- 本江建築住宅課長 氷見市についても、私もお話を聞いておりまして、氷見市の調査は、平成29年に行われた調査で正式な調査でありまして、ここでは1,609戸とお聞きしております。氷見市におかれて、その後の正式な調査はありませんが、お話をお聞きしていると、市街地でのいは除却もせんが、お話をお聞きしていると、市街地でのは除却もしている状況で、少し少なくなっているのではないかとして見た場合には、人口の減少もあり、増えているのではないかというふうにお聞きしているところでございます。
- 菅沢委員 本江課長、お互いマスクをしているから発言がかみ合わないのかもしれないけれど、課長の言っておられることは何かよく分からないですよ。何を言っておられるのか。先ほどの総務省の調査では、氷見市は1,890戸でした。氷見市役所の人たちは今は2,000戸を超えていると言って

いるわけですね。それから、特定空家について、氷見は11戸あって、2戸は除却したという数字も示しています。かなり具体的ですよ。あなたの話を聞いていると非常に曖昧ではありませんか。

- 本江建築住宅課長 私が説明したのは、氷見市の独自調査がありますが、ただこれが国の推計調査とは基準が違うものですから、一概に比較できないということがあります。氷見市の平成29年の調査においては1,609戸という数字をいただいておりますが、国の調査では、推計調査ですが1,800戸余りといった形になっていると。
- 菅沢委員 何か曖昧なお話ですよね。国の調査を基準にしながら市町村独自で調査している数字を、県も共有しているとおっしゃるから中身を聞いているんです。あないの答はないできばいていると、私はちゃんと共有ではでかっての合和5年はいかという疑問を持ちます。しっかりとこののだろうはおいいの調査、全数調査ではなるということですが、これは町とも、令和6年度には公表ということですが、これで町とも、令和6年度には公表ということですが、まずは実態把握から進めることが大事だろうと私は思っています。

その中で特定空家についてです。あなた方からいただいた数字——令和4年3月末時点ですから、1年間経過していますが、53戸と伺っております。先ほどは氷見市が9戸ということでしたが、市の担当者によると4戸は除却したということでありました。この53戸については、特定空家としてしっかり押さえられているわけですね、いかがですか。

- 本江建築住宅課長 53戸については、各市町村別で把握して おります。
- 菅沢委員 この特定空家については、令和5年度の予算案で 特定空家等除却支援事業が拡張されて、500万円計上され

ております。この除却支援事業によって令和 5 年度どのような事業展開が予想されるのか。対象空き家が 53戸でありますけれども、どうですか。

本江建築住宅課長 特定空家等というのが、先ほどからお話ししましたとおり、倒壊するおそれがあるなど、そのまま放置することが危険な状態にある空家等を空家等特別措置法に基づき、市町村長がまず認定いたします。それにより、除却、修繕などの措置を促す助言や指導、勧告、命令等を経て、真にやむを得ない場合には代執行の措置を取ることが可能になります。

これまで市町村が行う空き家の除却については、国庫補助対象外のものに対して支援してきておりましたが、今後、国庫補助対象のものに県が上乗せ支援するという制度に改めようと予算案で計上しております。

これは、各市町村からいろいろ意見をお聞きしまして、 そういう制度のほうがいいのではないか、そういう制度に してほしいという要望がありまして、支援を拡充したとこ ろでございます。

また、この国庫補助ですけれども、来年度から市町村が 代執行等により行う除却に対する補助率が5分の2から2 分の1に引き上げられる予定であります。そうなりますと、 国の補助が拡充するとともに、そこに県の上乗せ支援も追加されるということになりますので、ある程度特定空家の 除却が進んでいくのではないかと考えております。

- 菅沢委員 500万円が計上された予算案の中で、特定空家の除却が、国の補助率が上がったり、県の支援もあって進むだろうという予測ですが、53戸からどの程度令和5年度進むと見ておられますか。
- 本江建築住宅課長 まだ各市町村の来年度の代執行の予定な ど、分からないところがありますが、例えば令和4年度で、

市町村では4件の代執行があったということもありますし、 国庫補助も以前に比べて採択されやすくなったといったこ ともありますので、何件とはなかなか言えませんけれども、 順次進んでいくのではないかというふうには考えておりま す。

菅沢委員 非常に曖昧なお話が多いので、ちょっといかがかと思って聞いております。これはあくまでも市町村が行う代執行、略式代執行の経費に対する国の補助への上乗せ補助でありますから、特定空家の除却についるは、もっと積極的に、もっと強力に県の指導も含めてべきだと、私は現地を見ながらつくづく思っております。市町村も大変苦悩していると。地権者や所有者の関係の調整などの中あって、近隣のこの大きな声にどう対処するか、苦悩の中にある例もあります。

もともと、この除却に関しては、空き家の中でいわゆるその他住宅に該当する、例えば県で30,000戸、氷見市の場合は2,000戸ほどと言われておりますけれども、ほとんどが除却して解消するというふうなところへ向けて進んでもいような現状が私はあるように見ています。これは中山間地だけではなくて、市街地にも大きく広がっているわけでして、氷見市の話を聞いていますと、年間50戸と。令和4年度は30戸でしたか。大体平均すると除却費用に250万円かかっていると。30戸に対して上限50万円の補助をして除却を実施しているわけですね。

この事業を、市町村 ―― 氷見だけではないと思いますが、 令和5年度予算で拡張しようといたしております。氷見も 除却の件数を30戸から50戸台へ持っていこうという予算計 上をしております。そういう意味では、この特定空家だけ ではなくて、その他の空き家、除却対象になるような空き 家の把握と、ここに対する支援も求められると思いますが、 いかがですか。

本江建築住宅課長 委員がおっしゃられましたとおり、除却まではいかない、まだ空き家として利用価値がある、利活用できるものもたくさんあるわけでございます。 県と市町村が連携いたしまして、個人や民間が取り組む空き家の利活用に対して支援することは、大変重要だと思っており、令和4年度には空き家の活用ニーズに対応するため、支援制度の拡充を行ったところです。

具体的には、空き家利活用のために改修支援制度を拡充いたしまして、例えばモデル的な事業――新しい住まい方や働き方などに対応する多拠点居住施設やコワーキング施設に空き家を改修するといったこととか、県外移住者の居住宅とするための伝統的な家屋の改修などのモデル的な改修についても、補助対象とする見直しを令和4年度に行いまして、4市町において6件御活用いただいております。

また、県の取組は今申し上げたとおりの拡充でありますが、国のほうでは、今月閣議決定された空家等対策特別措置法の改正案が今国会で審議中でございますが、空きるの活用拡大を図るため、市町村が区域や活用指針を定める空家等活用促進区域というものを定めるということが内容となっております。これによりまして、ことが期待されてまります。

また、同じく今回の改正法では、所有者等への普及啓発や所有者との相談対応を行う空家等管理活用支援法人を指定できる制度が創設される内容となっております。県も利活用に関する支援の拡充をいたします。国でもこういった改正案の取組がなされているといったことでございまして、

今後とも、私ども県、市町村が連携いたしまして、現場の ニーズを把握しながら、県内の空き家活用の取組を積極的 に支援してまいりたいと考えております。

菅沢委員 私の聞き方が悪いのか、あなたの答弁は、私が聞いていた除却に対する支援、特定空家からさらにもっるよげて、一般の空き家の中で除却の必要なものが相当あるように見分されるものですから、そこに対する市町村のいます。難したが、なかなか思うように進まない。それは財源のこともあるだろうと思っています。難しい、いろんなことありますよ。ありますけれども、そこに対する支援がもっと必要ではないかということを質問したんです。

空き家を出さない、空き家の利活用については、これも大きなテーマなんです。これについても、国の法改正も含めて答弁をいただきましたから、それはそれでいいですよ。まず除却のことについて質問しているわけです。

本江建築住宅課長 現在、除却に関する支援といたしましては、国の補助、それから先ほど申し上げました県の上土 部助といったものでございますが、なぜ補助するかとい落ちますと、特定空家、つまり危険な状態になって、瓦が落ちるとか窓が割れるとか、そういう本当に周りに危険をです、そういうものに対して、本来空き家は所有者がまず何かしなくてはいけないということに対して支援しているという危険な状態になるということに対して支援しているというのが現状でございます。

委員がおっしゃいましたのは、そのちょっと前の段階での支援というものを考えなくてはいけないのではないかということだとは理解しております。

菅沢委員 分かりました。

もう終わりにします。なかなか除却については、個々の

所有者がいて、やっぱり先ほど氷見でも除却に250万円かかると。もっと多くの財源が必要な場合もあるでしょうが、そこを上限50万円の補助で30件実施したと。その財源をもっと増やして除却を進めたいとで、氷見の例を申し上げましたけれども、市町村は努力をしている流れをしている方流れをしっかり把握をして、特定空家だけではなくて、その辺の除却に対する支援策も考えなければならない段階ではないかなということを申し上げているわけです。

最後に利活用の問題。利活用の問題については、非常に大事であります。空き家の数は県では30,000戸とか、氷見で2,000戸と申し上げましたけれども、利活用が可能な空き家というのはどれぐらいあるのかということを調査していますか。何か資料はありますか。

- 本江建築住宅課長 全体の数と、あと除却、特定空家の数がありまして、その差というとアバウトな数字だと思いますので、ないということになります。
- 菅沢委員 いや、これ本当に地域を回っていて感じるんです。 ほとんど利活用の可能性のない空き家が多いですね。例え ば、移住者のために空き家を改築して提供する空き家バン クもあるわけですが、まずお金の問題もあります。改修と かいろいろ、十数戸にしかすぎないわけですね。放置され た空き家で利活用できるのは、ほとんどないんじゃないか と、私は実際見ています。

そういうことでは、この空き家対策というのは深刻さの 状況認識は非常に広範にあるわけで、行政の中にも、民間 の中にも、地域にもありますが、対策としては全く立ち遅 れていて、そういう中で県が特定空家について特別な支援 事業を500万円に拡張したと。僅かかもしれませんけれど も、非常に私は前向きに評価しながら、出発点にぜひして いただきたいなということで、今日取り上げさせていただいたわけです。

この問題は、私ももっと勉強していきたいテーマです。 本江課長、ありがとうございました。

数田委員長 ほかにありませんか。 — ないようであります ので、これをもって質疑、質問を終わります。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。 ― ないようであります。

それでは、本日が任期最後の委員会でありますので、私から一言御挨拶を申し上げます。

令和3年3月に委員長を拝命いたしまして2年間、この間ほとんどコロナで視察であったり、あるいは意見交換等々、なかなか十分にできませんでしたけれども、八嶋副委員長をはじめ委員の皆様方、そして執行部の皆様方の御協力によりまして、無事委員長の責務を果たすことができましたことに、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

そしてまた、報道関係の皆様方に対しても、御協力に感謝を申し上げたいというふうに思います。

4月に予定をされております選挙後には、新たなメンバーによる委員会がスタートするわけでございますけれども、本県の県土整備、農林水産行政が今後ますます充実し、発展しますことを御祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本当に2年間ありがとうございました。

それでは、これをもって県土整備農林水産委員会を閉会 いたします。

御苦労さまでした。